

第6回久留米市景観審議会 議事録

1. 日 時 平成28年5月27日(金) 10:00~10:40

2. 場 所 久留米市役所3階 307会議室

3. 出席者

(委 員) 6名

萩島 哲(会長)、大森 洋子、山下 三平、本間 美奈子、森山 秀子、中村 仁美

(事務局:都市計画課) 5名

新開課長、岡部補佐、中島主査、福山、眞武

4. 欠席者 1名 (柴田委員)

5. 傍聴人 0名

6. 諮問事項

諮問第5号 久留米・うきは工業用地における景観形成基準の包括的
取扱いについて

7. 報告事項

久留米シティプラザ周辺のシンボルロード整備について

8. 資料

審議会資料、久留米市景観計画、景観法令集

第 6 回久留米市景観審議会 議事録

発言者	発 言
司会	<p>ではただ今より第 6 回久留米市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、お手元にごございます議事次第によりまして、当審議会を進めさせていただきます。</p> <p>まず、会長よりごあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局より出席状況等の報告をさせていただきます。</p>
事務局	<p>事務局より本日の委員の出席状況についてご報告いたします。</p> <p>委員 7 名中、6 名の出席でございます。半数以上のご出席のため、久留米市景観審議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、会議の開催は成立といたします。</p> <p>以上で事務局からの報告を終わります。</p>
司会	<p>それでは、当審議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、会長が議長を務めることになっておりますので、会長、議事の進行をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>当審議会条例第 6 条によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。まず、傍聴希望者について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>傍聴希望者についてご報告いたします。今回は傍聴希望者がいなかったことをご報告いたします。</p>
議長	<p>これより、諮問事項に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(諮問事項の説明)</p>
議長	<p>ただ今事務局からの説明がございましたが、何かご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員 A	<p>今回、JR 久大本線から 20m 離れた位置に建物が建ったとしても、眺望線を超えるということでしょうか。</p>
事務局	<p>久大本線から 20m 離れた位置でも、高さ 3.4m で眺望線を超えることとなります。そのため、建物の手前に緑地などの空間を設け、良好な景観に資するようになりたいと考えています。</p>

委員A	緑地帯は市の用地となるんですか？
事務局	確定ではありませんが、久留米市の所管部局である企業誘致推進課が県の企業局との協議で、工業用地の開発に必要な緑地を JR 久大本線の南側に集める方向で、話を進めております。この緑地帯は最終的に県のものになるか、市のものになるかは未定ですが、行政側で整備・維持管理をしていく予定です。
委員B	20mの緑地帯のすぐそばに工場が建つ可能性もあるんですよ。眺望ラインから上の部分が出てくると思うのですが、その対策をどのように考えているのか教えてください。
事務局	緑地帯のすぐそばに工場が建つ可能性はあります。また、工場が近接した場合は、眺望ラインから上に建物が見えますが、眺望ラインを基準に、植栽等により眺望に配慮していきたいと考えております。
議長	公有地として整備するなら、ぜひ良いデザインで整備してほしいと思います。
事務局	緑地帯の整備方法については、市職員には造園職などの専門職もいますので、樹種や望ましい植樹方法などは相談しながら検討したいと思います。また樹木をただ一列に並べるだけであると圧迫感を与える可能性もあるので、高木や低木を組み合わせで一定の間隔を空けたり、人が憩える空間なども検討しながら、所管部局と協議していきたいと思います。
議長	久大本線から離れて 60m程度というのはどのくらいになるのでしょうか。
事務局	5 ページに図示している既存工場イが離隔 60m程度ですので、この様な見え方になるかと思います。
議長	この 5 ページの断面図が、2 つとも眺望線を超えている事例なので、ちょっと悪い印象を与えていると思います。眺望線を超えていない工場も例示すれば良かったのではないかと思います。番号 15 の工場などは超えていないのでしょうか？
事務局	そうですね、番号 15 の工場などは眺望線を超えていません。今回は、あくまで JR 久大本線に近接した工場について、眺望線を超えた場合の見え方を示したものです。
議長	そもそも、工場って低層に抑えると思うんですが、番号 15 の工場は高さ 16m 程度というのは、事務所部分が 3 階建てとかなんでしょうか。
事務局	詳しくは図面等を確認しないと分かりませんが、工場の性質上、天井高が高いのだと思います。

委員A	<p>今回は行政が工業団地として整備して、企業を誘致するので、緑地帯を行政で整備できるわけですが、線路沿いに民間が12m以下で建てたら、高さ制限に引っかからないということで、そのまま建ってしまうということですよ。それは問題ではないですか。</p>
事務局	<p>もともとこの地域は農業振興地域の規制がかかっており、大きな建物が建つような場所ではなく、今回は政策的に工業用地を整備されているものです。</p> <p>確かに、現在のルールでは高さ12m以下であれば、高さ制限は満たしていると判断せざるを得ないので、線路から近接して建てられると、圧迫感を感じるような場合もあるかと思えます。この件については今後の研究課題とさせていただきます。</p>
委員A	<p>もともと、田主丸のまちというのは耳納連山の麓に村があり果樹園があり平野に田んぼがあり筑後川へとつながる、とても明確なまちのつくりをしています。そこに田畑を切り開いて工場が建ち並ぶと、どうしても田主丸独自の景観を壊してしまうことになるので、そもそもここに工業団地をつくるのが間違っていると思うのですが。</p>
委員B	<p>今後、工場が建つ際には高さの制限は包括的取扱いとして、審査されるんですが、景観形成基準としては原則12m以下とすることであったり、色彩など他の景観形成基準についても配慮してもらうように、指導していただきたいと思います。ただ、景観の届出ができるタイミングで指導しても、設計が終わっていて後戻りできない状況だったりするので、景観に関する留意については企業を誘致する段階でしっかり伝えるべきだと思います。</p>
事務局	<p>所管部局である企業誘致推進課に企業を誘致する段階で景観基準のことを理解してもらおうよう伝えます。</p>
議長	<p>他にご意見はないですか。今回の諮問事項について、20m程度の緑地帯を行政側で整備し、良好な景観上の措置をするという案については、悪くないと思います。今後、企業へは文書などで景観上の取扱いについてしっかり伝え、工場が建つ際には1件1件、指導をしていくと良いかと思えます。</p> <p>そのようなことで、包括的取扱い案について承認をしたいと思います。委員の皆さまよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>では、審議会としては異議なしと答申したいと思います。</p>
事務局	<p>ご審議の程、ありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは次に報告事項にはいりたいと思います。</p> <p>久留米シティプラザ周辺のシンボルロード整備について、事務局より報告をお願いします。</p>

	<p>します。</p>
事務局	<p>(報告事項の説明)</p> <p>久留米シティプラザ周辺のシンボルロード整備について</p>
議長	<p>ただいま事務局より報告がございましたが、なにかご質問はありますか。</p> <p>道路がきれいになったことで、沿道の個別店舗の派手な看板が目立つようになった気がしますね。</p>
委員A	<p>担当の部署は都市計画課ではないかもしれませんが、まちなかの景観で気になっていることが、西鉄久留米駅東口ロータリーの放置自転車です。自転車放置禁止区域に指定しているのにも関わらず、多くの自転車が違法駐輪され、しかもその自転車を係の人達がかきれいに整列していますよね。駐めていいのか、悪いのか、市の方針と行っていることが矛盾していると思います。これではいつまでも綺麗にならないし、お金を払って地下駐輪場に駐めている人からすると納得できないですし、対策を考えて頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>委員と同様のご意見を、市民や議員の方々からも多く頂いています。この課題については、担当課である交通政策課が対策を検討中です。</p>
委員C	<p>「シンボルロード」という名称は、市民に浸透している名称なんではないでしょうか。市が名付けたんだと思いますが、明治通りや昭和通りなど、今呼ばれている名称を「シンボルロード」に変えようとしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>「くるめシンボルロード」という名称は市が作りしましたが、明治通りや昭和通りといった名称を「シンボルロード」に変えるつもりではなく、あくまで“久留米のシンボルとなる通りにしたい”という想いです。</p> <p>今後、市民の方へシンボルロードの広報活動を行っていきたいと思っています。</p>
議長	<p>他に意見など無いようでしたら、報告事項を終えて、その他に事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>他になければ、以上をもちまして議事を終えさせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>会長、どうもありがとうございました。委員の皆様、長時間のご審議、まことにありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第6回久留米市景観審議会を終了いたします。</p>